

## 7 健康福祉課

### (1) 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等

#### ① 概要

生活保護法に基づき公費負担医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）のうち国が開設した医療機関等については、地方厚生局で指定等の事務を行っています。

#### ② 実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生活保護法に基づく指定医療機関※等数	45 機関	46 機関	46 機関

(注 1) 国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限る

(注 2) 平成 30 年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の 85 頁を参照

#### ※ 指定医療機関とは

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第 49 条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

### (2) 生活保護法に基づく保護施設に対する指導監査

#### ① 概要

保護施設※に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第 23 条第 1 項の規定に基づき実施しています。

指導監査は、管内の府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設に対して実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の保護施設に対する指導監査も実施しています。

#### ② 実績

##### ア 管内の指導監査等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
近畿厚生局管内の指導監査	4 ケ所	6 ケ所	2 ケ所
中国四国厚生局管内の指導監査	1 ケ所	1 ケ所	1 ケ所
九州厚生局管内の指導監査	1 ケ所	0 ケ所	1 ケ所
計	6 ケ所	7 ケ所	4 ケ所

(注) 保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、平成 30 年度は計画どおり実施

##### イ 指導監査における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
運営管理関係	苦情解決結果に係る第三者委員への報告等に係る手続きについて、受付件数だけでなく、苦情の内容、解決結果の報告を行うとともに、苦情解決制度のさらなる充実に努めること。

	入所者の通帳と印鑑は別々に保管するとともに、鍵の管理についてもそれぞれ別の者が行うことにより、内部牽制が機能する体制となるよう改善すること。また、具体的な手順を定めた預り金の取り扱いに係る規程等を策定すること。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ※ 保護施設とは

保護施設とは、生活保護法第 38 条の規定に基づく、「救護施設」「更生施設」「医療保護施設」「授産施設」「宿所提供施設」のことをいいます。

(参考)

- ・救護施設 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
- ・更生施設 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
- ・医療保護施設 医療保護施設とは、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設です。
- ・授産施設 授産施設とは、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設です。
- ・宿所提供施設 宿所提供施設とは、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設です。

## (3) 府県市が行う保護施設に対する指導監査に係る技術的助言

### ① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が行う保護施設に対する指導監査について、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき技術的助言を実施しています。

技術的助言は、管内の保護施設に対する指導監査を実施している府県等に対して実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の保護施設に対する指導監査を実施している府県等に対しても技術的助言を実施しています。

### ② 実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
近畿厚生局管内の指導監査	0	0	0
中国四国厚生局管内の指導監査	0	1	0
九州厚生局管内の指導監査	0	1	0
計	0	2	0

(注) 保護施設に対する監査を新たに実施することとなった中核市に対しては、中核市へ移行後 1 年が経過した後に技術的助言を行っている。

## (4) 生活保護法施行事務監査

### ① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が実施する生活保護法施行事務のうち生活保護

の医療扶助※の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査及び指定医療機関に対する自治体との共同指導を生活保護法第23条第1項に基づき実施しています。

監査は、管内の府縣市（2府5県16市）に対して実施しています。

② 実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療扶助適正実施の監査	21ヶ所	21ヶ所	23ヶ所

(注) 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は所定の周期で行っており、平成30年度は計画どおり実施

※ 医療扶助とは

医療扶助とは、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、下記の事項の範囲内において行われるものです。

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

(5) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等※について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所持届出の受理件数	0件	3件	1件
所持変更届の受理件数	8件	7件	8件
輸入届出の受理件数	0件	0件	0件
三種病原体所持施設への立入検査	5施設	3施設	4施設

(注) 三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、平成30年度は計画どおり実施

③ 所管施設の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
三種病原体所持施設数	15施設	15施設	15施設

**※ 病原体等とは**

病原体等とは、感染症の病原体や毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるもの）のことをいいます。病原体等のうち、病原性や国民の生命及び健康に対する影響を考慮し、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

（参考）

- ・ 三種病原体等 広範囲多剤耐性結核菌、狂犬病ウイルス、鼻疽菌など
- ・ 四種病原体等 インフルエンザウイルス、赤痢菌、コレラ菌など

**（６） 特定感染症指定医療機関に係る監督**

概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症※の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関の監督に関する業務を行っています。

※ 平成 30 年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の 86 頁を参照

**※ 新感染症とは**

新感染症とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果から明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のことをいいます。現在、この新感染症に該当する感染症はありません。

**（７） 児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査**

① 概要

本指導監査は、児童扶養手当※支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、府県に対し 3 年に 1 回程度、市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「市等」という）に対し 6 年に 1 回程度の指導監査を実施しています。

近畿厚生局では、児童扶養手当の受給資格認定等の事務を行っている管内の府県市等に対する指導監査を実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の県、市等に対する指導監査も実施しています。

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
近畿厚生局管内の指導監査	20 ケ所	20 ケ所	20 ケ所
中国四国厚生局管内の指導監査	20 ケ所	20 ケ所	20 ケ所
九州厚生局管内の指導監査	20 ケ所	20 ケ所	20 ケ所
計	60 ケ所	60 ケ所	60 ケ所

（注）児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、平成 30 年度は計画どおり実施

## イ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	障害認定医を配置すること
新規認定請求書の受理事務	必要書類（戸籍謄本・申立書）が添付されていることを確認し受理すること
現況届の未提出者に係る事務処理	現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。 時効による資格喪失処理を適切に行うこと
一部支給停止措置適用除外に係る事務処理	添付書類の内容を確認した上で、一部支給停止措置適用除外を決定すること
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、公共料金の契約・負担の状況等客観的事実による確認を行うこと
資格喪失届に係る事務処理	事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を記録すること
公的年金給付等の受給に係る事務処理	物価スライドによる公的年金給付等の額の改定に係る事務処理を適切に行うこと

### ※ 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

## （８）民生委員・児童委員等に関する業務

### ① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は３年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

### ② 実績

#### ア 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員・児童委員の委嘱	39,635 名	754 名	711 名
民生委員・児童委員の解嘱	458 名	665 名	726 名
主任児童委員の指名	3,691 名	76 名	83 名

イ 大臣表彰感謝状、表彰の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
厚生労働大臣表彰（定時）	1,473 名	60 名	44 名
厚生労働大臣表彰（随時）	16 名	8 名	11 名
厚生労働大臣感謝状の授与	8,055 名	257 名	255 名

③ 民生委員・児童委員数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員・児童委員数	39,298 名	39,387 名	39,372 名

< 民生委員・児童委員数の内訳（平成 30 年度） >

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,843 名	2,595 名	2,808 名	5,217 名	4,698 名	2,238 名	1,938 名
うち主任児童委員	134 名	233 名	249 名	405 名	268 名	214 名	151 名

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	大津市	高槻市	東大阪市
委員数	2,711 名	4,035 名	1,114 名	2,465 名	648 名	503 名	804 名
うち主任児童委員	405 名	614 名	91 名	332 名	64 名	39 名	51 名

	豊中市	枚方市	八尾市	姫路市	西宮市	尼崎市	明石市
委員数	575 名	497 名	397 名	921 名	675 名	821 名	394 名
うち主任児童委員	41 名	41 名	28 名	62 名	40 名	23 名	24 名

	奈良市	和歌山市	合計
委員数	755 名	720 名	39,372 名
うち主任児童委員	89 名	81 名	3,679 名

(9) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年 1 回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、クリーニング師試験の受験資格※に係る学力認定業務を行うこととなっています。

② 実績

平成 30 年度の実績はありません。

※ クリーニング師試験の受験資格とは  
試験資格には、中卒程度の学歴が必要とされています。



## (10) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

### ① 概要

近畿厚生局では、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が1500kL（原油換算）以上となる事業所

### ② 実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	307件	311件	318件

## (11) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

### ① 概要

近畿厚生局では、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3000t-CO<sub>2</sub>以上排出している事業所

### ② 実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
温室効果ガス排出量の報告書の受理	10件	10件	7件

## (12) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

### ① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、管内の府県等からの交付申請書や実績報告書を審査のうえ、交付額の決定、精算額の確定及び財産処分を行っています。

### ② 実績（平成30年度）

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担（補助）金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県16市 平成30年度交付決定額 (負担金) 705,017,639円 (補助金) 68,746,129円

補助金名	交付目的	交付対象等
原爆被爆者健康診断費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 平成30年度交付決定額 95,337,565円
原爆被爆者手当交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 平成30年度交付決定額 4,457,131,676円
原爆被爆者葬祭料交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 平成30年度交付決定額 135,508,896円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 平成30年度交付決定額 30,482,974,110円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県208市町村 平成30年度交付決定額 242,870,857円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 平成30年度交付決定額 8,296,100,460円



補助金名	交付目的	交付対象等
児童入所施設措置費 等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県117市町 平成30年度交付決定額 23,322,814,903円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	135市11町 平成30年度交付決定額 16,027,387,000円  平成30年度財産処分 17件(内包括15件)
婦人保護費国庫負担 (補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 平成30年度交付決定額 (負担金) 164,301,974円 (補助金) 193,941,111円
保健衛生施設等施設 ・設備整備費国庫補助 金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府5県5市15法人 平成30年度交付決定額 (施設) 2件 174,953,000円 (設備) 42件 226,052,000円  平成30年度財産処分 18件(内包括7件)
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県12市 平成30年度交付決定額 2,304,477,000円  平成30年度財産処分 163件(内包括108件)
地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的としています。	3県42市町村 平成30年度交付決定額 477,719,000円  平成30年度財産処分 20件(内包括3件)

補助金名	交付目的	交付対象等
次世代育成支援対策 施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	2府3県23市町村 平成30年度交付決定額 2,585,236,000円  平成30年度財産処分 7件（内包括5件）
保健衛生施設等災害 復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	1市8法人 平成30年度交付決定額 97,658,000円
社会福祉施設等災害 復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	2府4県7市 平成30年度交付決定額 279,922,000円

### (13) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

#### ① 概要

次の9種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

ア 管理栄養士養成施設

イ 栄養士養成施設

ウ 社会福祉士養成施設

エ 介護福祉士養成施設

オ 福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)

カ 福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）

キ 介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）

ク あん摩マッサージ指圧師養成施設

ケ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設

※ 社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）の大学・短大の養成施設は近畿厚生局で業務を実施

#### ② 指定等状況

ア 所管する養成施設等の数及び課程数：139 施設 149 課程（平成 30 年度末現在）

施設の種類の	施設数	課程数	施設の種類の	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	34(33)	34(33)	福祉系高等学校	15(14)	15(14)
栄養士養成施設	21(25)	21(25)	介護福祉士実務者養成施設	2(2)	2(2)
社会福祉士養成施設	1(1)	1(1)	あま指師養成施設	2(2)	2(2)
介護福祉士養成施設	17(15)	18(16)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
福祉系大学等	42(43)	51(52)			

(注1) 「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、をいう（以下の「施設の種類の」についても同じ）

(注2) 施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成 29 年度末の数

(注3) 平成 30 年度末における各種養成施設の指定状況一覧は、資料編の 87 頁～96 頁を参照

イ 新規指定（承認）件数： 2 件（平成 30 年度）

施設の種類の	件数	施設の種類の	件数	施設の種類の	件数
管理栄養士養成施設	0	介護福祉士養成施設	1	介護福祉士実務者養成施設	0
栄養士養成施設	0	福祉系大学等	1	あま指師養成施設	0
社会福祉士養成施設	0	福祉系高等学校	0	あはき師養成施設	0

<平成 30 年度新規指定（承認）状況>

施設の種類の	施設名	所在地	課程	定員
介護福祉士養成施設	華頂短期大学 専攻科 介護専攻	京都府 京都市	昼間1年	20名
福祉系大学等	大阪保育福祉専門学校 総合子ども学科	大阪府 三島郡	昼間2年	80名

ウ 内容変更承認件数：13 件（平成 30 年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	4(7)	福祉系高等学校	0(5)
栄養士養成施設	9(9)	介護福祉士実務者養成施設	0(0)
社会福祉士養成施設	0(0)	あま指師養成施設	0(0)
介護福祉士養成施設	0(5)	あはき師養成施設	0(5)
福祉系大学等	0(0)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成 29 年度の数

エ 内容変更届件数：166 件（平成 30 年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	1(5)	福祉系高等学校	33(32)
栄養士養成施設	2(8)	介護福祉士実務者養成施設	1(0)
社会福祉士養成施設	4(4)	あま指師養成施設	0(0)
介護福祉士養成施設	37(35)	あはき師養成施設	1(1)
福祉系大学等	87(76)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成 29 年度の数

③ 指導状況

ア 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成 30 年度実績：16 施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	2(2)	福祉系高等学校	3(5)
栄養士養成施設	6(6)	介護福祉士実務者養成施設	0(0)
社会福祉士養成施設	0(0)	あま指師養成施設	0(1)
介護福祉士養成施設	5(4)	あはき師養成施設	0(1)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 29 年度の数

イ 指導件数

指導件数：31 件（文書 10 件、口頭 21 件）

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	1	5	福祉系高等学校	3	4
栄養士養成施設	1	7	あはき師養成施設	0	0
介護福祉士養成施設	5	5			

## ウ 具体的な指導の内容

事項	内 容
教員に関する こと	<b>1. 教員</b>
	<p>&lt; 事 例 &gt; 選任の助手は5人以上いなければならないが、4人であった。</p> <p>[指導内容] 規定の数を満たすこと。</p> <p>[根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第2条第1項第4号（管理栄養士）</p>

事項	内 容
手 続 等 に 関 す る こ と	<b>1. 事務手続</b>
	<p>&lt; 事 例 1 &gt; 主務大臣に変更の申請をせずに、未承認の普通教室を使用していた。</p> <p>[指導内容] 指定内容に変更がある場合には適正な手続を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第9条第1項第8号（介護福祉士）</p> <p>&lt; 事 例 2 &gt; 面積基準を満たしていない入浴実習室の使用が見受けられた。</p> <p>[指導内容] 面積基準を満たした入浴実習室を使用すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第1項第12号</p>

### (14) 各種講習会の登録等業務

#### ① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と3年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

平成30年度は、講習会等（平成29年度は0件）について、届出はありませんでした。

#### ② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

平成30年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会（平成29年度は0件）に

ついて、届出はありませんでした。介護教員講習会（平成 29 年度は 1 件）は 1 件の提出がありました。

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の  
実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

平成 30 年度は、社会福祉士実習指導者講習会が 2 件（平成 29 年度は 4 件）、介護福祉士実習指導者講習会が 2 件（平成 29 年度は 8 件）の提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったことから、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となりました。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

平成 30 年度は、実務者研修教員講習会が 12 件（平成 29 年度は 27 件）、医療的ケア教員講習会が 58 件（平成 29 年度は 71 件）の提出がありました。